

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する規則新旧対照条文  
 ○ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則（平成十五年国家公安委員会規則第十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改  
正  
案

別記様式第4号（第7条関係）

その1

指 示 書

第 号  
年 月 日

殿

公安委員会 印

指示を受ける者	住所又は居所	
	氏名又は名称	

上記の者に対し、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第13条又は第15条第2項第1号の規定により、下記のとおり指示する。

記

指示の内容	
-------	--

現  
行

別記様式第4号（第7条関係）

その1

指 示 書

第 号  
年 月 日

殿

公安委員会 印

指示を受ける者	住所又は居所	
	氏名又は名称	

上記の者に対し、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第13条又は第15条第2項第1号の規定により、下記のとおり指示する。

記

指示の内容	
-------	--

その2	
指示の理由	
<p>記載要領</p> <p>1 指示を受ける者が法人その他の団体である場合には、「氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。</p> <p>2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。</p>	
<p>この処分不服のあるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に 公安委員会（ 経由）に対し審査請求をすることができます。</p>	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

その2	
指示の理由	
<p>記載要領</p> <p>1 指示を受ける者が法人その他の団体である場合には、「氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。</p> <p>2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。</p>	
<p>この処分不服のあるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に 公安委員会（ 経由）に対し異議申立てをすることができます。</p>	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第5号（第8条関係）

その1

命 令 書

第 号  
年 月 日

殿

公安委員会 印

命令を受ける者	住所又は居所	
	氏名又は名称	

上記の者に対し、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第14条又は第15条第2項第2号の規定により、下記のとおりインターネット異性紹介事業の停止を命令する。

記

命令の内容	
-------	--

別記様式第5号（第8条関係）

その1

命 令 書

第 号  
年 月 日

殿

公安委員会 印

命令を受ける者	住所又は居所	
	氏名又は名称	

上記の者に対し、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第14条又は第15条第2項第2号の規定により、下記のとおりインターネット異性紹介事業の停止を命令する。

記

命令の内容	
-------	--

その2

命令の理由	
-------	--

記載要領

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 命令を受ける者が法人その他の団体である場合には、「氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。
- 3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

この処分不服のあるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に 公安委員会（ 経由）に対し審査請求をすることができます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

その2

命令の理由	
-------	--

記載要領

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 命令を受ける者が法人その他の団体である場合には、「氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。
- 3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

この処分不服のあるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、処分があったことを知った日の翌日から起算して20日以内に 公安委員会（ 経由）に対し異議申立てをすることができます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第7号（第10条関係）

その1

報告等要求書 第 号  
年 月 日  
殿  
公安委員会 印

要求を受ける者	住所又は居所	
	氏名又は名称	

上記の者に対して、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第16条の規定により、下記のとおり報告資料の提出を求めらるるので、書面により報告されたい。  
該当する資料を提出されたい。

記

要求の内容	
-------	--

別記様式第7号（第10条関係）

その1

報告等要求書 第 号  
年 月 日  
殿  
公安委員会 印

要求を受ける者	住所又は居所	
	氏名又は名称	

上記の者に対して、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第16条の規定により、下記のとおり報告資料の提出を求めらるるので、書面により報告されたい。  
該当する資料を提出されたい。

記

要求の内容	
-------	--

その2	
要求の理由	
報告 資料提出	の期限
<p>記載要領</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 不要の文字は、横線で消すこと。</li> <li>2 要求を受ける者が法人その他の団体である場合には、「氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。</li> <li>3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。</li> </ol> <p>この処分不服のあるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に 公安委員会（ 経由）に対し審査請求をすることができます。</p>	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

その2	
要求の理由	
報告 資料提出	の期限
<p>記載要領</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 不要の文字は、横線で消すこと。</li> <li>2 要求を受ける者が法人その他の団体である場合には、「氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。</li> <li>3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。</li> </ol> <p>この処分不服のあるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第100号）に基づき、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に 公安委員会（ 経由）に対し異議申立てをすることができます。</p>	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第11号（第16条関係）

その1

改 善 命 令 書

第 号  
年 月 日

殿

国家公安委員会 印

命令を受ける者	住所又は居所	
	氏名又は名称	

上記の者に対し、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第24条の規定により、下記のとおり命令する。

記

命令の内容	
-------	--

別記様式第11号（第16条関係）

その1

改 善 命 令 書

第 号  
年 月 日

殿

国家公安委員会 印

命令を受ける者	住所又は居所	
	氏名又は名称	

上記の者に対し、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第24条の規定により、下記のとおり命令する。

記

命令の内容	
-------	--

その2

命令の理由	
-------	--

記載要領

- 1 命令を受ける者が法人その他の団体である場合には、「氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。
- 2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

この処分不服のあるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に国家公安委員会（警察庁経由）に対し審査請求をすることができます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

その2

命令の理由	
-------	--

記載要領

- 1 命令を受ける者が法人その他の団体である場合には、「氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。
- 2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

この処分不服のあるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国家公安委員会（警察庁経由）に対し異議申立てをすることができます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。



## 別記様式第12号（第17条関係）

第 号 登 録 取 消 通 知 書 年 月 日 殿 国家公安委員会 印	
通知を受ける者	住所又は居所 氏名又は名称
上記の者に対し、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第25条の規定により、登録誘引情報提供機関としての登録を取り消したので、下記のとおり通知する。	
記	
取消しの理由	
記載要領 1 通知を受ける者が法人その他の団体である場合には、「氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。 2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。	
この処分不服のあるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に国家公安委員会（警察庁経由）に対し審査請求をすることができます。	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

## 別記様式第12号（第17条関係）

第 号 登 録 取 消 通 知 書 年 月 日 殿 国家公安委員会 印	
通知を受ける者	住所又は居所 氏名又は名称
上記の者に対し、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第25条の規定により、登録誘引情報提供機関としての登録を取り消したので、下記のとおり通知する。	
記	
取消しの理由	
記載要領 1 通知を受ける者が法人その他の団体である場合には、「氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。 2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。	
この処分不服のあるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国家公安委員会（警察庁経由）に対し異議申立てをすることができます。	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第13号（第18条関係）

その1		第 号
報 告 等 要 求 書		年 月 日
殿		国家公安委員会 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span>
要求を受ける者	住所又は居所	
	氏名又は名称	
<p>上記の者に対して、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第26条の規定により、下記のとおり報告資料の提出を求めらるるので、書面により報告されたい。                  該当する資料を提出</p> <p style="text-align: center;">記</p>		
要求の内容		

別記様式第13号（第18条関係）

その1		第 号
報 告 等 要 求 書		年 月 日
殿		国家公安委員会 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span>
要求を受ける者	住所又は居所	
	氏名又は名称	
<p>上記の者に対して、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第26条の規定により、下記のとおり報告資料の提出を求めらるるので、書面により報告されたい。                  該当する資料を提出</p> <p style="text-align: center;">記</p>		
要求の内容		

その2

要求の理由	
報告 資料提出の期限	

記載要領

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 要求を受ける者が法人その他の団体である場合には、「氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。
- 3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

この処分に不服のあるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に国家公安委員会（警察庁経由）に対し審査請求をすることができます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A 4とすること。

その2

要求の理由	
報告 資料提出の期限	

記載要領

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 要求を受ける者が法人その他の団体である場合には、「氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。
- 3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

この処分に不服のあるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国家公安委員会（警察庁経由）に対し異議申立てをすることができます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A 4とすること。